開戦ニ直接關係アル重要國策決定文書

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

重要國策決定文書（第二次近衛内閣ヨリ開戦迄）

第一	一五、七、二六	基本國策要綱	閣議決定	四
第二	一五、七、二七	世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱骨子	連絡會議決定	八
第三	一五、九、四	日獨伊提携強化ニ關スル件	四相會議決定	十
第四	一五、九、二七	日獨伊三國條約及外務大臣ノ在京獨逸大使交換書翰	白林乃至東京ニ於テ	一三
第五	一六、二、三	對獨伊「ソ」交渉案骨子	連絡會議決定	三二
第六	一五、四、一三	日蘇中立條約、聲明書及外務大臣談話外務人民委員交換書翰	「モスコー」ニ於テ	三七
第七	一四、一二、二二	近衛内閣政策大臣聲明	東京ニ於テ	四一
第八	一五、一一、一三	支那事變處理要綱	御前會議決定	四五
第九	一五、一一、三〇	日華基本條約、附屬議定書、附屬秘密協約、附屬秘密協定、交換公文、並ニ委員間諜解事項、議事錄抜萃	南京ニ於テ	四八
第十	一五、一一、三〇	日滿華共同宣言	南京ニ於テ	七一

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第六	一六・二・一	封佛印泰施策要綱	連絡會議決定	七三
第七	一六・二・六	泰佛印國境紛爭調停要領	〃	七八
第八	一六・四・上旬	南方施策ニ關スル大本營陸軍部方針骨子	大本營陸海軍部決定	八五
第九	一五・一〇・二五	封蘭印経濟發展ノ爲ノ施策	閣議決定	八七
第十	一六・七・二	情勢ノ推移ニ伴フ國策要領	御前會議決定	九二
第十一	一六・六・二五	南方施策促進ニ關スル件	連絡會議決定	九五
第十二	一六・七・二九	佛印ノ共同防衛ニ關スル日佛議定書及軍事上ノ協力ニ關スル交換公文	「ヴイシイ」ニ於テ	九七
第十三	一六・九・六	帝國國策遂行要領	御前會議決定	一〇三
第十四	一六・一一・五	對米甲案及乙案	〃	一〇八
第十五	一六・一二・一	對米英蘭開戦ニ關スル件	〃	一一三

（註）本冊ニ收錄セル重要國策決定文書中「骨子」トナルモノハ原文書乃至其ノ寫ガ焼失、火災等ニヨリ滅失シ入手シ難キモノニ付キ當時ノ關係事務擔任者等ノ記憶乃至記錄等ヲ照合シ憑點ヲ補記シタルモノナリ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第一

昭和十五年七月二十六日閣議決定

基本國策要綱

仮

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

基本國策要綱

世界ハ今ヤ歴史的一大轉機ニ際會シ數個ノ國家群ノ生成發展ヲ基調トスルヤ新ナル政治經濟文化ノ創成ヲ見ントシ、皇國亦有史以來ノ大試練ニ直面ス、コノ秋ニ當リ眞ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ完遂セントセハ右世界史的變革ノ必然的動向ヲ洞察シテ庶政百般ニ亘リ遂ニ根本的刷新ヲ加ヘ萬難ヲ排シテ國防國家體制ノ完成ニ邁進スルコトヲ以テ刻下緊要務トス、依ツテ基本國策ノ大綱ヲ策定スルコト左ノ如シ

一、根本方針

皇國ハ八紘ヲ一宇トスル肇國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ之カ爲皇國自ラ速ニ新事態ニ即應スル不拔ノ國家態勢ヲ確立シ國家ノ總力ヲ擧ケテ右國是ノ具現ニ邁進ス

二、國防及外交

皇國內外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ基礎體制ヲ基底トシ皇國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス

皇國現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際的大變局ヲ達觀シ建設的ニシテ且ツ擧國一致ノ力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス

裏面白紙

三、國内態勢ノ刷新

我国内政ノ急務ハ国體ノ本義ニ基キ諸政ヲ一新シ国防國家體制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ爲左記諸件ノ實現ヲ期ス

ノ國體ノ本義ニ透徹スル教學ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ排シ國家奉仕ノ觀念ヲ第一義トスル國民道德ヲ確立ス尚科學的精神ノ振興ヲ期ス

2 強力ナル新政治體制ヲ確立シ國政ノ綜合的統一ヲ圖ル

イ、官民協力一致各々其職務ニ應シ國家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立

ロ、新政治體制ニ即應シ得ヘキ議會制度ノ改革

ハ、行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其統一ト敏活トヲ目標トスル官場新態勢

3 皇國ヲ中心トスル日滿支三國經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ國防經濟ノ根基ヲ確立ス

イ、日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル皇國ノ自給自足經濟政策ノ確立

ロ、官民協力ニヨル計畫經濟ノ遂行特ニ主要物資ノ生産、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構ノ整備

ハ、綜合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計畫ノ確立竝ニ金融統制ノ強化

裏面白紙

ニ、世界新情勢ニ對應スル貿易政策ノ刷新

ホ、國民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立

ヘ、電力、化學工業及機械工業ノ劃期的發展

ト、科學ノ劃期的振興並ニ生產ノ合理化

チ、內外ノ新情勢ニ對應スル交通運輸施設ノ整備擴充

リ、日滿支ヲ通スル綜合國力ノ發展ヲ目標トスル國土開發計畫ノ確立

4 國是遂行ノ原動力タル國民ノ資質、體力ノ向上並ニ人口增加ニ關スル根本的方策特ニ農業及農家ノ安定發展ニ關スル根本方策ヲ確立ス

5 國策ノ遂行ニ伴フ國民犧牲ノ不均衡ノ是正ヲ斷行シ厚生的諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ國民生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時艱克服ニ適應スル質實剛健ナル國民生活ノ水準ヲ確保ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第二

昭和十五年七月二十七日連絡會議決定

世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱骨子

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一、世界情勢ノ変局ニ伴フ時局處理要綱骨子

二、速カニ第三国ノ干渉ヲ排除シ支那事変ノ解決ヲ促進シ以テ東亜ノ安定ヲ期スルコト

三、第三国ノ援蔣行為禁絶ヲ主眼トスル対支施策ヲ強化シ支那事変ノ早期解決ヲ期スルコト

四、前三項ノ施策ト相俟テ特ニ左ノ件ヲ実行スルコト

(1) 南方問題ヲ解決スルコト

(2) 仏印香港及ビ蘭印ニ対シ一面対米交渉ヲ進メツツ他面独伊トノ政治的結束強化スルコト

(3) 重要物資取得ノ為ニ対蘭印外交ヲ強化スル

(4) 国内戦時態勢ヲ刷新スル

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第三
昭和十五年九月四日總選、陸、海、外四相會議決定
昭和十五年九月十九日連絡會議決定

日獨伊樞軸强化ニ關スル件

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

日獨伊提携強化ニ關スル件

日獨伊三國ノ提携強化ノ氣運最近頓ル濃化シ此際三國間ニ取急キ開談ヲ要スル時機ニ達シタリト認メラルルニ付左記基本要綱ニ基キ差詰メ獨逸側ト折衝致度

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

要綱

一、三國間ニ既設已及亜細亜ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ相互ニ協力ヲ與フル爲原則的協定ヲ結ブ

二、右協力ノ具體的ノ方法ニ關シ目來得ル限リ短期間ニ三國間ノ協議ヲ行フ

三、是等ノ三國共同宣明トシテ第二項ノ趣旨ヲ内外ニ公表ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

尚調査ナトニトズル右二關外右關
合シ協ルシトセ尤ヲ擧ノ伊相ハ派
交協力ベテトデモ以明如極ニ單政
渉議ノシ武ナル英テハキ軸特ニ府
ハス交"力ルヤ國必凡共盟卽當ハ
卽トゾ而行ベモノ要有同化信方今
紙ハニシ使ク調調ノル髮ニ用情從
方結モテノ際ラス輸方明關ア勢ヿ
針局入右決驅レル合法ジシルノス
從事ル共意ノズ限急ヲ發言八樣タ
ニ事フ同ニ問"ヲ國以スラ動達!
ニ協達愛德國際問トテル始ニタマ
ヲ力德閣スモ訪ヤ相コムニ目!
德交トハニ素鎖トテ至トルア島一
國渉ス單非ヨ合シ矣ノ內ブリト公
ヲヲベ頂ズリニテ力等外通此ス使
ン議ノ深シ議ハ直ノ德ノ當際ルヲ
ト味要信ハニ主ヲ行序信ト我ヤ幸
スス綱的鋼上トニ從ノ動ス方モ邦
第ノ漁ルシ我ン建ニベト知ニ
ニモ國ベテ方モ設幅クシレ特
ノ氣ノトキ米ノ決ニミ差テサ派
ナノニノ處國武蒸協突當ールス
リ話何ヲ方セ力緊ヲ侯モル
愛シ目德ゼスナ別處同ニ
ノ引ハノ德力ルルリ紙込入至
方權不遊トフベ題ト要シハレ
法キ可設ス必カ旨認綱デ「ル
ニ事能方ル要ラナム、日」處

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一、皇國トハ獨伊トハ世界新秩序建設ニ對シ共通的立場ニ在ルコトヲ確認シ各自ノ生存權ノ確立及繁榮ニ對スル支持及對英、對米、對蘇政策ニ關スル協力ニ付キ相互ニ了解ヲ遂ク（別紙第一）

註　右基本的了解ニ基キ更ニ日獨伊間又ハ日獨、日伊間ニ所要ノ協定ヲ行フモノトス

二、現在日獨伊各國カ夫々當面シ居ル支那事變及歐洲戰爭ニ關スル相互支持協力ニ關シ右基本的了解ト共ニ速カニ了解ヲ遂ク（別紙第二）

三、前記（一）及（二）ノ交渉ハ別紙第三日獨伊提携強化ニ對處スル基礎要件ヲ體シ且別紙第四交渉方針要綱ニ基キ行フ

四、以上ノ了解ハ必スシモ協定ノ形式ヲ執ルヲ要セサルモ獨伊ノ希望アルニ於テハ協定トスルヲ妨ケス

裏面白紙

別紙第一

日獨提携強化ノ爲ノ基本トシタルベキ政治的

了解事項

一、日本及獨伊兩國ハ現在眞ノ實現ニ努力シツツアル世界ノ新秩序建設ニ關シ共通ノ立場ニ在ルコトヲ認メ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル獨伊ノ生存權ヲ相互ニ尊重シ右地域ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ協力ス

二、日本及獨伊兩國ハ相互ニ密接シタル經濟的協力ヲ行フ之カ爲各自ノ生存圏内ノ所在物資ノ優先的相互交易並ニ技術ノ交換ヲ行フト共ニ夫々各自ノ生存圏内ニ於ケル相手國ノ經濟的活動ニ付好意的考慮ヲ加フ

三、日本及獨伊兩國ハ「ソ」聯トノ平和ヲ維持シ且「ソ」聯ノ政策ヲ兩者共通ノ立場ニ則ハシムル如ク利導スルコトニ協力スベキ尚獨伊ト交渉ノ際先方ニ希望アルコト判明シタルトキハ右ノ外貿ニ日本又ハ獨伊ノ一方カ第三國ト既ニ入ル約束アル場合ニハ執ルベキ措置ニ關シ協議スルコトニ於テモ了解ヲ遂クルコトトス

四、日本及獨伊兩國ハ米國ヲシテ歐洲戰爭ニ參與セシムルト共ニ之ニ對シ兩者ノ政治的及經濟的利益ヲ擁

15

裏面白紙

スル場相互ニ協力スル又其ノ一方カ米國ト戦爭狀態ニ入ル場合ニハ他ノ一方ハ凡ユル方法ヲ以テ之ヲ援助ス

備考　日本及獨伊兩國ハ中南米ニ對スル施策ニ關シ緊密ニ協力ス

本了解ハ秘密トス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙第二

日本及ビ日獨伊ノ歐洲戰爭及支那事變ニ對スル相互支援ニ關スル了解事項

一、日本及獨伊ハ現在兩者カ夫々直面シツツアル支那事變及歐洲戰爭ノ解決ニ当リ左ノ如ク相互ニ支持協力ス

日本ハ

(イ)南洋ヲ含ム東亞所在資源及物資ノ取得ニツキ獨伊ノ希望ニ對シ爲シ得ル限リ便宜ヲ供與ス

(ロ)南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル英國ノ勢力ニ對スル壓迫ヲ强化スルト共ニ獨伊ノ對英戰爭遂行ヲ容易ニスル爲爲シ得ル限リ協力ス

獨伊ハ

(イ)日本ノ希望スル機械類等ノ供給並ニ技術ノ援助ニ關シ爲シ得ル限リ協力ス

(ロ)支那事變解決ノ爲爲シ得ル限リノ政治的及經濟的協力ヲ爲ス

備考

本了解ハ絶密トス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙第三

一　日蘭伊提携強化ニ基ク経済政策ノ生存圏ニ就テ

(イ)　蘭伊ト東亜新秩序建設ノ為ノ生存圏トノ交渉ニ当リテ帝国ハ蘭印ノ資源ニ関シ日本ト蘭印トノ間ニ特別ノ関係ヲ有スルコトヲ認メ蘭印ハ日蘭伊提携ノ精神ニ則リ日本ノ要望ニ応ジ

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

(2)

為替管理法ノ方向ニ一ツノ新ナル制約ヲ加ヘルコトニ反対スル者ハ、国ノ経済ノ実情ニ通ジテ居ラズ、国ノ経済ノ実情ニ通ジテ居ラズ、国ノ経済ノ実情ニ通ジテ居ラズ

五、又初ヘ蘭印ニ於テ帝国ノ経済的地歩トヲ有スルヲ以テ帝国ノ本国ニ対スル諸般ノ施策ニ之ヲ利用ス

六、日独伊三国ノ提携ハ東亜新秩序建設上、南洋ヲ含ム東亜ニ於テ英国ノ政治的及経済的地位ヲ放棄スル為状勢ニ適シ勢加策ヲ講ス

イ、右施策ハ英国ノ対蘭印政策ヲ防遏化スルモノニシテ現ニ支那ニ於ケル蘭印ノ対英政策ニ有効ニ影響シ居ルコト

ロ、皇国ハ東亜ニ於ケル英国ノ勢力ヲ排除シ蘭印ノ帝国ニ対シテ協力スル為ニ蘭印ヲ含ム東亜ニ於ケル英国植民地ノ資源及物資ノ取得ニ付キ日本国ノ指導ニ協力シテ協力ヲ惜マス、又東亜ニ於ケル英国植民地ノ独立運動支援等相互ノ共栄圏ニ関シ

七、対英米武力行使ニ関シ皇国ハ左ノ諸項ニ依リ自主的ニ決定ス

イ、支那事変処理ノ為メ終了セル場合ニ於テハ内外諸般の情勢之ヲ許スト雖モ特機ヲ捕促シ武力ヲ行使ス

ロ、支那事変ノ進展ヲ未タ終了セサル場合ニ於テハ原則トシテ開戦ニ至ラサル限度ニ於テ施策スルモ内外諸般ノ情勢ヲ考慮シ開戦ニ対スル我準備ノ成否ニ鑑ミ国際情勢ノ推移速ヤカニ之ヲ解決スト雖モ武力行使ニ訴ヘサル許容ノ範囲ニ於テ施策スルモノトス

裏面白紙

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙第四

交渉方針要綱

一、獨伊タシテ皇國ノ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル公益擁護ノ為認容セラルベキ別紙第一(二)ノ交渉ニ於テハ南洋ヲ含ム東亞全般ニ付包括的ニ皇國ノ優越的地位ノ認ムシムルコトヲ主眼トス但獨伊側ヨリ特定地域ニ付等保障ヲ要求セラルル場合ニ限リ別紙第三日獨伊提携強化ニ關スル基礎要件ノ(一)ノ(ロ)項以下ノ体シ右地區ニ付其他的所要ノ行動ヲ定ム容認セシム

二、獨伊側ヨリ英米軍事的協力ニ關シ希望シ來タル場合ニ於テハ皇國トシテハ原則トシテ之ニ應ズルノ用意アルモ其現状ニ鑑ミ政力行使ハ部隊ニ關シテハ別紙第三日獨伊提携強化ニ對處スル基礎要件第四項(イ)ノ(一)(ロ)(ハ)ノ如キ場合ニ限リ之ニ應ズ

三、獨伊側ヨリ英米軍事的協力ニ關シ希望シ來タル場合ニ於テハ皇國トシテハ原則トシテ之ニ應ズルノ用意アルモ其現状ニ鑑ミ政力行使ハ部隊ニ關シテハ別紙第三日獨伊提携強化ニ對處スル基礎要件第四項(イ)ノ(一)(ロ)(ハ)ノ如キ場合ニ限リ之ニ應ズ

ノ情勢ニ鑑ミ政力行使ハ部隊ニ關シテハ別紙第三日獨伊提携強化ニ對處スル基礎要件第四項(イ)ノ(一)(ロ)(ハ)ノ如キ場合ニ限リ之ニ應ズ

シムルト共ニ獨伊側ヨリシテ皇國ノ對英米開戦ニ關スル內外諸般

裏面白紙

第四

昭和十五年九月二十七日締結「ベルリン」ニテ

日本國、獨逸及伊太利國間三國條約

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ各其ノ所ヲ得シムルヲ以テ恒久平和ノ先決要件ナリト認メタルニ依リ大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ擧ゲルニ足ルベキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持センコトヲ眼本義トシ右地域ニ於テ此ノ趣旨ニ添ル努力ニ付相互ニ提携シ且協力スルコトニ決意セリ而シテ三國政府ハ更ニ世界列國ニ對シ同樣ノ努力ヲ爲リントスル諸國ニ對シ協力ヲ奪マントスルモノニシテ斯クシテ世界平和ニ對スル三國終局ノ抱負ヲ實現センコトヲ欲ス

依テ日本國政府獨逸國政府及伊太利國政府ハ左ノ通協定セリ

第一條　日本國ハ獨逸國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第二條　獨逸國及伊太利國ハ日本國ノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第三條　日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記ノ方針ニ基ク努力ニ付相互ニ協力スベキコトヲ約ス東亞ニ三締約國中倘レノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛爭ニ參入シ居ラザル國ヲシテ政策セラレタトキハ三

裏面白紙

國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキコトヲ約ス

第四條

本條約實施ノ爲各日本國、獨逸國及伊太利國ノ權限當局ヨリ成ル混合專門委員會ハ遅滯ナク開催セラルベキモノトス

第五條

日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記要件ガ三箇條約國ノ各ト「ソヴイエト」聯邦トノ間ニ現存スル政治的狀態ニ何等ノ影響ヲモ及ボサザルモノナルコトヲ確認ス

第六條

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク、實施ノ日ヨリ十年間有效トス

右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ締約國中ノ一國ノ要求ニ基キ締約國ハ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

右證據トシテ名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十九年九月二十七日即チ一九四〇年九月二十七日伯林ニ於テ本書三通ヲ作成ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

在京獨逸國大使ヨリ外務大臣宛來翰第一

（一〇〇〇號）

以書翰啓上致候陳者本月九日東京ニ於テ開始セラレタル吾人ノ會談ノ結果幸ニシテ三國條約ノ締結ニ到達セントスルニ當リ閣下ガ會談中終始ヒモ寛容ニシテ且友好的ナル精神ヲ以テ主要ナル役割ヲ果サレタルコトニ對シ閣下ニ向テ深甚ナル謝意ヲ表明スルコトハ「スタールマー」公使及本使ノ參モ眞摯ナル希望ニ有之候

吾人ハ此ノ機會ニ於テ閣下ト吾人トノ會談ニ於テ反覆セラレタル若干ノ主要事項ニ付再ビ本書翰ニ於テ左記ノ通陳述セント欲スルモノニ有之候

獨逸國政府ハ締約國ハ夫々大東亞及歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ指導的地位ヲ占ムルヲ任務トスル世界歷史ニ於ケル新ナル且決定的ナル段階ニ入ラントスルモノナルコトヲ確信ス

將來長期ニ亘リ締約國ノ利害關係ガ一致スベキ事實及締約國ノ絕對的相互信賴ハ條約ノ確乎タル基礎ヲ成スモノトス獨逸國政府ハ條約實施ニ關スル技術的細目ハ困難ナク決定セラルベク條約實施中ニ發生スベキ有ラユル事態ヲ豫想スルハ條約ノ重要性ト一致セズ且實際上不可能ナルコトヲ確信ス右事態ハ發生スル每ニ相互信賴及互助ノ精神ニ基キテノミ處理セラルベシ

條約第四條ニ規定セラレタル專門委員會ノ決定ハ夫々關係各國政

裏面白紙

府ノ事態ヲ慮ルニ非ザレバ實施セラルルコトナカルベシ

一、締約國ガ條約第三條ノ意義ニ於テ攻撃セラレタリヤ否ヤハ三

締約國ノ協議ニ依リ決定セラルベキコト勿論トス

條約ノ意圖スル所ニ反シ日本國ガ未ダ歐洲戰爭又ハ支那事變ニ參加シ居ラザル一國ニ依リ攻撃セラレタル場合ニハ獨逸國ハ日本國ヲ援助スベキコト當然ナリト思考ス

全面的支持ヲ與ヘ且有ラユル軍事的及經濟的手段ヲ以テ日本國

日本國ノ「ソヴイエト」聯邦トノ關係ニ關シテハ獨逸國ハ其ノ力ノ及ブ限リ友好的ノ雰囲気ヲ增進スルニ努ムベク且何時ニテモ右目的ノ

達成ニ資スベシ

獨逸國ハ日本國ヲシテ大東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ヲ容易ナラシムルト共ニ如何ナル危局ニ對シテモ充分備フル所アラシムル爲自國ノ工業能力並ニ其ノ他ノ技術的及物質的資源ヲ能フ限リ日本國ノ爲ニ使用スベシ、更ニ獨逸國及日本國ハ有ラユル方法ニ依リ其ノ必要トスル原料品及鑛物（「ボーキサイト」ヲ含ム）ヲ獲得スル爲相互ニ援助スベキコトヲ約ス獨逸國及日本國ハ前記諸事項ニ關聯シ伊太利國ノ援助及協力ガ要請セラルルトキハ伊太利國ハ獨逸國及日本國ト同調スベキコトヲ約ス

本條ハ右陳述ヲ特別代表者「スターマー」公使ニ依リ親シク齎サレ且本國政府ヨリ繰返シ本使ニ傳達セラレタル獨逸國外務大臣

裏面白紙

ノ見解ヲシテ閣下ニ表示スルモノニ考之設
本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候　敬具

昭和十五年九月二十七日

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

外務大臣ヨリ在京英國大使館宛第一

以書翰啓上致候陳者本大臣ハ本日附貴翰第一〇〇〇號ヲ受領スルノ光榮ヲ有スルト共ニ右貴翰ノ內容ヲ了承スルヲ欣幸トスルモノニ有之候

本大臣ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候　敬具

昭和十五年九月二十七日

裏面白紙

以書翰啓上致候陳者本大臣ハ日本國政府ハ獨逸國及伊太利國政府ト均シク現在ノ歐洲戰爭カ其ノ範圍及規模ニ於テ擴フ限リ制限セラレ且急速ニ終結セシムルコトヲ熱望スル旨就ニ日本國政府ニ於テモ右目的ニ對シ有ラユル努力ヲ惜マザルベキ旨ヲ通報スルノ光榮ヲ有シ候

然レドモ大東亞及其ノ他ノ地方ニ於ケル現狀ニ鑑ミ日本國政府ハ日英間ニ何等武力紛爭發生ノ危險ナキコトヲ閣下ノ情勢ニ於テ確信スルコトハサル次第ニ有之從テ日本國政府ハ獨逸國政府ニ對シ右可能性ニ付注意ヲ喚起スルト共ニ日本國政府ハ右ノ如キ場合ニ獨逸國ガ其ノ有スル一切ノ手段ニ依リ日本國ヲ援助スル爲最善ヲ盡サルコトヲ確信スル旨陳述スルモノニ有之候

本大臣ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

昭和十五年九月二十七日

外務大臣ヨリ在東京獨逸國大使宛往翰第二

裏面白紙

以上

第二

右有効期間ニ於テ日本国政府ト約束シタル借款ニ関シ

第一

三、三、三、

一、本件借款ニ関シ英国ヲ代ハリ日本国ニ対シ

結局ガ英国ノ本件借款ニ関シ

有ラユルコトヲ約束スル

然レドモ本件ニ関シ英国ヲ代ハリ日本国ニ対シ

ハ日本ガ英国ノ本件借款ニ関シ

テ負担シタル義務ヲ引継ギ

而シテ日本国政府ハ

如キ場合ニ於テ日本国政府ハ

ス義務ヲ負担シ

本使ハ世界ノ機関ニ於テ

本使ハ世界ノ機関ニ於テ

昭和十五年九月二十一日

敬具

以書翰啓上致候陳者本大臣ハ閣下ガ獨逸國政府ノ爲ニ爲サレタル左記口頭宣言ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

「獨逸國政府ハ南洋ニ於テ現ニ日本國ノ委任統治下ニ在ル舊獨逸國殖民地ガ引續キ日本國ノ屬地タルコトニ同意スベク之ガ爲獨逸國ハ何等カノ代償ヲ受クルモノトス南洋ニ於ケル其ノ他ノ舊殖民地ニ關シテハ右殖民地ハ現歐洲戰爭ヲ終結スル平和ノ成立ト共ニ自働的ニ獨逸國ニ復歸スベシ然ル後獨逸國政府ハ出來得ル限リ日本國ニ有利ニ右殖民地ヲ有償ニテ處分スル目的ヲ以テ友好的精神ニ基キ日本國政府ト協議スルノ用意アリ」

本大臣ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候

昭和十五年九月二十七日

敬具

外務大臣ヨリ在京獨逸國大使宛往翰第三

以書翰啓上致候陳者本使ハ本日附貴翰二通ヲ以テ三項ヲ掲ケ且右貴翰中ニ掲ケラレタル南洋ニ於ケル舊獨逸國殖民地ニ關シ本使ノ爲セル口頭宣言ヲ確認スルノ光榮ヲ有シ候

本使ハ茲ニ閣下ニ向ケ重テ敬意ヲ表シ候

昭和十五年九月二十七日

敬具

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第五

昭和十六年二月三日連絡會議決定

對獨伊「ソ」交渉案骨子

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

「ソ」聯邦ヲシテ「リツベントロツプ」外相廣田ヲ受諾セシメ
右ニ依リ同國ヲシテ英打倒ニ付日獨伊ノ政策ニ同調セシムルト
共ニ日「ソ」兩國交戰ノ動機ヲ期ス

二、日「ソ」兩國交戰ノ際ハ左記ニ依ル北樺太ヲ賣却セシム若シ「ソ」ガ右ニ不同意
(一)獨ノ仲介ニ依リ北樺太ノ價格ハ大體左記ニ依ル
(イ)五年間計百五十萬磅
(ロ)右採取後北樺太ニ於ケル油田炭田利權及試掘權ヲ有償還付ス
右ニ引續キ爾後五年間計百五十萬磅ノ買油ヲ保障セシム
(ハ)前各項ヲ含ム新協定ヲ締結シ司時ニ舊利權協定ヲ廢棄ス

(二)帝國ハ「ソ」ノ新疆外蒙ニ於ケル地位ヲ了承ス
ノ北支蒙疆ニ於ケル地位ヲ了承シ「ソ」ハ帝國
新疆外蒙ト「ソ」トノ關係ハ「ソ」支配ニ於テ行ハシメシムルモ
ノトス

(三)「ソ」ヲシテ援蔣行爲ヲ放棄セシム
(イ)滿「ソ」外蒙間ニ速ニ國境劃定及紛爭處理委員會ヲ設置ス
(ロ)漁業交渉ハ樺川漁業(委員會案)ニ依リ妥結ニ導ク
(ハ)日滿商ノ爲相當數量ノ貨物輸送ニ必要ナル配車ヲ爲シ且還
送ノ割引ヲ約セシム

裏面白紙

三、帝國ハ大東亞共榮圏地帶ニ對シ政治的指導者ノ地位ヲ占メ秩序維持ノ責任ヲ負フ右地帶居住民族ハ獨立ヲ維持セシメ又ハ獨立セシムルモ現ニ英佛蘭葡等ノ領有スル地方ニシテ獨立ノ能力ナキ民族ニ付テハ各其能力ニ應ジ出來得ル限リノ自治ヲ許與シ我ニ於テ其ノ統治指導ノ責ニ任ス、經濟的ニハ帝國ハ右地帶内ニ於ケル國防資源ニ付優先的地位ヲ留保スルモ其他ノ一般的通商企業ニ付テハ他ノ經濟國ト相互的ニ門戸開放機會均等主義ヲ適用ス

四、世界ヲ大東亞圏、歐洲圏（「アフリカ」ヲ含ム）、米洲圏、「ソ」聯圏（印度「イラン」ヲ含ム）ノ四大圏トシ（英國ニハ濠洲及「ニュージーランド」ヲ發シ樺ネ和蘭待遇トス）帝國ハ戰後ノ講和會議ニ於テ之ガ實現ヲ主張ス

五、日本ハ極力米ノ參戰ヲ不可能ナラシムル趣旨ヲ以テスル行動施策ニ付御適當ノ（註）帝國ノ歐洲戰爭參加ニ關スル企圖行動竝ニ武力行使ニ付帝國ノ自主性ヲ拘束スル如キ約束ハ行ハサルモノトス

六、日本ガ歐洲戰爭ニ參加スル場合ニハ獨伊等諸國間單獨不戰和協定ヲ締結ス

七、獨伊特ニ獨ハ「ソ」ヲ牽制シ爲一「ソ」ガ日本帝國ヲ攻擊スル如キ場合ニハ獨伊ハ「ソ」ヲ攻擊ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

八、獨ハ極力日ノ準備充實ニ付援助シ日ハ獨ニ對シ原料及食料ノ供給ニ努ム尚獨ハ大東亞共榮圏地帶ノ開發及日本ノ平和的產業擴充ノ爲必要ナル發明機械技術及技術者ヲ迅速且豐富ニ供給ス

九、支ト ノ全面的和平促進ニ付更ニ獨ト懇談ヲ遂グ

十、松岡外相ハ渡歐ノ上獨伊「ソ」各國政府ト交渉シ前記要領ノ貫徹ニ努力シ來スレバ條約ヲ締結ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

三国條約ト「ソ」聯邦トノ關係ヲ律スル日獨伊
相對「ソ」取極ニ關スル「リッベントロップ」外
交内容

一、「ソ」ハ我軍防止平和ノ迅速回復ノ意味ニ於テ三国條約ノ趣旨
ニ同調スルノ意ヲ表明シ

二、「ソ」ハ歐亜ノ新秩序ニ付夫々獨伊日ノ指導的地位ヲ承認シ三
国側ハ「ソ」ノ領土意圖ヲ約シ

三、三国及「ソ」ハ各々他方ヲ敵トスル国家ヲ援助シ又ハ斯ノ如キ
国家群ニ加ハラザルコトヲ約ス

右ノ外將來ノ勢力範囲トシテ

日本ハ南洋、「ソ」ハ伊蘭、印度、獨ハ中央「アフリカ」、伊
ハ北「アフリカ」ヲ容認スル旨ノ秘密了解ヲ遂グ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第六

昭和十六年四月十五日新京ニテ調印セラレタル

中日蘇中立條約

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

日「ソ」中立條約（昭和十六年四月十三日「モスコー」ニ於テ調印）

第一條　兩締約國ハ兩國間ニ平和及友好ノ關係ヲ維持シ且相互ニ他方締約國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スヘキコトヲ約ス

第二條　締約國ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三國ヨリ軍事行動ノ對象ト爲ル場合ニハ他方締約國ハ該紛爭ノ全期間中中立ヲ守ルヘシ

第三條　本條約ハ兩締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルヘク五年ノ期間效力ヲ有スヘシ兩締約國ノ何レノ一方モ右期間終了ノ一年前ニ本條約ノ廢棄ヲ通告セサルトキハ本條約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレタルモノト認メラルヘシ

第四條　本條約ハ成ルヘク速ニ批准セラルヘシ批准書ノ交換ハ東京ニ於テ成ルヘク速ニ行ハルヘシ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

○摩　明

「大日本帝國政府及「ソヴイエト」社會主義共和國邦政府トハ九百四十一年四月十三日大日本帝國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ條約セラレタル中立條約ノ精神ニ基キ可能ノ程度ニ於テ相互ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦カ滿洲帝國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨聲明スル

裏面白紙

拜啓　陸軍大臣「モロトフ」閣下

○松岡大臣「モロトフ」閣下ニ電報仕候　（電報文）

業ニ本日署名セラレタル中立條約ニ關聯シ予ハ通商協定及漁
ノ條約ガ極メテ速カニ締結セラルヘキコトヲ期待シ且希望スルモ
ナルコト並ニ最モ速カナル機會ニ閣下及予ニ於テ兩國間ノ友好
的關係ノ維持ニ資セサル有ラユル問題ヲ除去スル爲千九百二十五
年十二月十四日「モスコー」ニ於テ署名セラレタル契約ニ基ク北
樺太ニ於ケル利權ノ整理ニ關スル問題ヲ數ケ月内ニ解決スル樣和
解及相互融和ノ精神ヲ以テ努力スヘキコトヲ閣下ニ陳述スルノ光
榮ヲ有シ候

同樣ノ精神ヲ以テ予ハ又國境問題ヲ解決シ且國境ニ於ケル紛爭及
尊信ヲ處理スルノ目的ヲ以テ關係國ノ共同委員會及（又ハ）混合
委員會ヲ設置スル方途ヲ發見スルコトガ貴我兩
國並ニ滿洲國及外蒙古ニトリ適當ナルコトヲ指摘致度候

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第七

昭和十四年十二月二十二日

[illegible]

[illegible]

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

支那の革命を成就するは現よりも困難なれども立憲国の為に必要なる為外交調査しかる上にて積極的なる方法に於ては支那に関して積極的なるものである。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第八

昭和十五年十一月十五日閣議決定

支那事變處理要綱

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

對支政策（支那事變處理綱）

昭和十五年十一月十三日
御前會議ノ件
御前會議ニ於テ決定

十一月十三日御前會議ニ於テ今後ノ對支政策ニ關シ左ノ通決定ヲ見タリ

昭和十五年十一月末ニ至ルモ重慶政權トノ間ニ和平成立セサルニ於テハ情勢ノ如何ニ拘ラス概ネ左記要領ニ依リ長期戰方略ヘノ轉移ヲ政府ハ飽クマテモ重慶政權ノ根拠ヲ覆ス

長期戰遂行ノ為重慶政權屈伏スル場合ニ於ケル條件ハ當時ノ情勢ニ依リ定ム

(一) 一般情勢ヲ指導シツツ適時長期武力戰態勢ニ轉移ス

態勢ハ一般情勢大ナル變化ナキ限リ蒙疆、北支ノ要域及漢口附近ヨリ下流揚子江流域ノ要域並廣東ノ一角及南支沿岸要點ヲ確保シ常ニ用兵的彈壓力ヲ保持スルト共ニ占領地域内ノ治安ヲ徹底的ニ肅正スルト共ニ封鎖並航空作戰ヲ續行ス

(二) 新中央政府ニ對シテハ一意帝國終合戰力ノ强化ニ必要ナル範圍ニ協力セシムルコトヲ主眼トシテ我占據地域内ヘノ政治乃ノ侵透ニ努力セシムル如ク指導ス

重慶側ハ究極ニ於テ新中央政府ニ合流セシムルモ新中央政府ニ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

シテ之カ急速ナル成功ニ依存スルカ如キ措置ハ採ラシメサルモノトス

(三)支那ニ於ケル経済的ハ日満両国ノ事情ト相俟シ国防資源ノ開発及経営ニ関シ官民共ニ右目的達成ノ見地ノ安定ニ資スルヲ以テ根本方針トス

(四)長期大持久ノ新事態ニ即応スル為基ニ国内機構ヲ積極的ニ改善ス

右支那国民政府機構ノ改善、政策ヲ断行シ抗戦ノ統制ヲ強化ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第九

昭和十五年十一月三十日締結　南京にて

日華基本條約

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

日本國中華民國間基本關係に關する條約

大日本帝國政府及
中華民國國民政府ハ
兩國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ互ニ於テ道義、
ヲ基礎スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東
亞ニ於ケル恒久的平和ヲ確立シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ
貢獻センコトヲ希望シ
之カ爲兩國間ノ關係ヲ律スル基本的原則ヲ訂立セント欲シ左ノ通
協定セリ

第一條

兩國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル爲相互ニ
其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ政治、經濟、文化等各般ニ亘リ互
助敦睦ノ手段ヲ講スヘシ

第二條

兩國政府ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般ニ亘リ相互ニ
兩國間ノ友誼ヲ破壞スルカ如キ措置及原因ヲ撤廢シ且將來ニ亘
リ之ヲ禁絶スルコトヲ約ス

第三條

兩國政府ハ文化ノ融合、創造及發展ニ付緊密ニ協力スヘシ

兩國政府ハ兩國人民ノ安寧及福祉ヲ脅威シ又ハ妨害スヘキ一切ノ共產主義

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

的破壞工作ニ對シ共同シテ防衛ニ當ルコトヲ約ス

兩國政府ハ前項ノ目的ヲ達成スル爲各其ノ領域内ニ於ケル共產分子及組織ヲ芟除スルト共ニ防共ニ關スル情報、宣傳等ニ付緊密ニ協力スヘシ

第四條　日本國ハ兩國共同シテ防共ヲ實行スル爲所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ所要ノ軍隊ヲ蒙疆及華北ノ一定地域ニ駐屯セシムヘシ

兩國政府ハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊カ別ニ定ムル所ニ依リ撤去ヲ完了スルニ至ル迄共通ノ治安維持ニ付緊密ニ協力スルコトヲ約ス

共通ノ治安維持ヲ必要トスル間ニ於ケル日本國軍隊ノ駐屯地域其ノ他ニ關シテハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ據ル

第五條　中華民國政府ハ日本國カ從前ノ慣例ニ基キ又ハ兩國共通ノ利益ヲ確保スル爲所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ其ノ艦船部隊ヲ中華民國領域内ニ於ケル特定地域ニ駐留セシメ得ルコトヲ承認スヘシ

第六條　兩國政府ハ長短相補ヒ有無相通スル ノ趣旨ニ基キ且平等互惠、

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

原則ニ依リ兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フヘシ

中華民國政府ハ華北及蒙疆ニ於ケル特定資源就中國防上必要ナル埋藏資源ニ關シ兩國緊密ニ協力シテ之ヲ開發スルコトヲ約諾スル中華民國政府ハ其ノ他ノ地域ニ於ケル國防上必要ナル特定資源ノ開發ニ關シ日本國及日本國臣民ニ對シ必要ナル便宜ヲ提供スヘシ

前項ノ資源ノ利用ニ關シテハ中華民國ノ需要ヲ考慮シ中華民國政府ハ日本國及日本國臣民ニ對シ積極的ニ充分ナル便宜ヲ提供スルモノトス

兩國政府ハ一般通商ヲ振興シ及兩國間ノ物資需給ヲ便宜且合理的ナラシムル爲必要ナル措置ヲ講スヘシ兩國政府ハ揚子江下流地域ニ於ケル通商交易ノ增進竝ニ日本國ト華北及蒙疆トノ間ニ於ケル物資需給ノ合理化ニ付テハ特ニ緊密ナル協力ヲ行フヘシ

日本國政府ハ中華民國ニ於ケル產業金融交通通信等ノ復興發達ニ付兩國間ノ協議ニ依リ中華民國ニ對シ必要ナル援助乃至協力ヲ爲スヘシ

第七條

本條約ニ基ク日華新關係ノ發展ニ照應シ日本國政府ハ中華民國ニ於テ日本國ノ有スル治外法權ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スヘク中華民國政府ハ自國領域ヲ日本國臣民ノ居住營業ノ爲開放ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第八條　本條ハ本條約ノ目的ヲ達スル為必要ナル具體的事項ニ關シ別途ニ協定ヲ行ハンスルモノトス

第九條　本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第二十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第三十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第四十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第五十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第六十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第七十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第八十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第九十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百二十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百三十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百四十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百五十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十七條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十八條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百六十九條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十一條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十二條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十三條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十四條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十五條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其の他の一切の利益に関する一切の権利を支那国民に対し永久に譲与することを約束する旨を宣言す

第百七十六條　日本國政府は中華民國政府が東三省に於ける鉄道、鉱山、港湾、河川、森林、及其

第四條　本條は本條約に基き生ずるものを除外する趣旨を明かにし併せて其の効力が定

附屬秘密議約

本日日本國中華民國間基本關係に關する條約に署名するに當り兩國全權委員は右條約と一體を為すべきものとして左の諸條を協定せり

第一條　條約第五條の規定に基き日本國は所要の艦船を揚子江沿岸特定地點並に海南沿岸特定島嶼及之に隣接する地點に留せしむべく日本國艦船は中華民國領域内の港灣水域に自由に出入し碇泊し得るものとす

日本國及中華民國は兩國共通の利益確保の爲支那海の交通路を維持し其の安全を擁護することを必要と認め條約第五條の規定に基き兩國間に別に協議決定せらるる所に從ひ華南沿岸特定島嶼及び之に關聯する地點に於て緊密なる軍事上の協力を行ふことを約す

第二條　中華民國政府は國内及海南島並に其の附近の諸島嶼に於ける特定資源就中國防上必要なる資源に關し兩國緊密に協力して之が開發生産を計ることを約諾す右資源の利用に關しては中華民國の需要を考慮し中華民國政府は日本國及日本國臣民に對し積極的に充分なる便宜を提供し特に日本國の國防上の要求を充足するものとす

第三條　兩國政府は兩國間の全般的平和克復の際又は其の以前の

裏面白紙

道路の時効に於ては
第　　
昭和十五年
日本土地及建物
法
第
一
條
の
上本條
の
公表するものとす
高等警察官吏
なるべし
本法は本法施行の日より
昭和二十九年十一月三十日迄
に於て本法名二條を付加す

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

附屬書

日本國中華民國間ニ本條約ニ關スル疑義ニ付各ハルニ當リ兩國全權委員ハ太ノ通諒解セリ

第一條　兩國政府ハ兩國共通ノ利益ヲ增進シ東亞ニ於ケル平和ヲ確保スル爲互ニ親交ヲ厚クスルヲ期スヘキモノトス

第二條　中華民國政府ハ中華民國領土ノ獨立及其ノ主權ヲ尊重スルコトヲ約スル

第三條　兩國政府ハ前條ノ趣旨ニ基キ兩國間ニ別ニ協議決定スヘキ諸項ニ關シ其ノ要求ニ應スルコトヲ約ス但シ日本國軍隊ニ對シ兩國間ニ別ニ協議決定ヲ必要トスル場合ニ於テハ必要ノ場合ニ限リ之ヲ行フヒ且ツ右協議決定ヲ待タスシテ直チニ必要ナル緊急措置ヲ講スルコトヲ妨ケサルヘシ

第四條　付屬公表セラルヘキ本條約ハ兩國政府ハ前條ノ趣旨ニ基キ兩國間ニ別ニ協議決定ヲ待タスシテ直チニ必要ナル緊急措置ヲ講スルコトヲ妨ケサルヘシ

右證據トシテ各ノ署名捺印ヲ付シタル本條約ヲ以テ昭和十五年十一月三十日東京ニ於テ日本國全權委員ハ兩國政府ノ訓令ニ基キ之ニ署名ス

裏面白紙

一、來電第一號（別紙）

以電報ニ接スルニ當リ本日ヨリ左記事項ニ關シ貴下トノ間ニ了解成立セリ

第一　蘇聯邦（以下蘇聯ト略稱ス）ハ中華民國ニ於ケル現在ノ自治ナル地位ニ干渉セサルコトヲ認メタルモノトス

第二　蘇聯ハ中華民國ノ北部ニ於ケル鐵道ノ敷設ニ關シ日本國ト協同スルコトヲ認メタルモノトス

第三　中華民國ハ前記條約及協約ニ基キ北部ニ於ケル鐵道ノ敷設ニ關シ日本國ト協同スルコトヲ認メタルモノトス

右ノ規定ハ豫メ日本國政府ト蘇聯政府トノ間ニ於テ協議スルモノトス

中華民國政府ハ前記ノ規定ニ基キ北部ニ於ケル鐵道ノ敷設ニ關シ日本國ト協同スルコトヲ認メタルモノトス

右ノ規定ハ豫メ日本國政府ト蘇聯政府トノ間ニ於テ協議スルモノトス

裏面白紙

乙

(三) (イ)ス設、英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ認メ日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ認ム

(ロ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ認メ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ認ム

(ハ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ニ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ホ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヘ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ト) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(チ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(リ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヌ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ル) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヲ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ワ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(カ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヨ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(タ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(レ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ソ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ツ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ネ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ナ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ラ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ム) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ウ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヰ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ノ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(オ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ク) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヤ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(マ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ケ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(フ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(コ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(エ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(テ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ア) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(サ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(キ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ユ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(メ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ミ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(シ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヒ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(モ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(セ) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ス) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ン) 日本ハ英国ノ印度ニ於ケル特殊利益ヲ擁護シ英国ハ日本ノ満洲ニ於ケル特殊利益ヲ擁護ス

(ヱ

第三

中華民國政府ハ前記條件及附屬文書ノ規定ニ基キ軍事ノ撤退ニ於テ上海ニ於テ日本國政府ト協力シテ新上海ヲ建設スベク左記各項ニ關シ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ華日間ノ提携ヲ具現スルモノトス

一、閘北、楊子江、下流地域ニ於テ貿易、金融、産業及交通、郵電等ニ關スル日支間ノ協力スルコト

二、兩國ハ上海ニ於テ教育、宣傳、衛生、警察及文化事業ニ關シ密接ニ協力スルコト

三、準ト北支政府トノ間ニ於テ現在及將來ニ關スル懸案ニ關シ中華民國政府ノ決定スル所ニ從ヒ兩國間ニ於テ調整スベキ事項ニ關シ日本國及滿洲國ト中華民國政府トノ間ニ於テ調整ヲ行フコトヲ得ルモノトス、

四、準北支政府ハ中華民國政府ノ決定スル所ニ從ヒ其ノ管轄ニ屬スル地域ニ於テ國際貿易ニ關シ日本國及滿洲國ニ對シ最惠國待遇ヲ與フルコトヲ保證シタル場合ハ國際貿易ニ關シ日本國及滿洲國ニ對シ最惠國待遇ヲ與フルコトヲ保證スルモノトス

丙、乙、甲、

（以下、道、日本人、殺傷及其ノ他ノ事項ニ關スル事項ニ付テハ別記ノ通リ、乙及丙ニ掲ゲラレザル事項ニ關スル懸案ハ中華民國政府ノ決定スル所ニ從ヒ兩國間ニ於テ調整スベキモノトス、）

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第五

中華民國ハ從來ノ條約ニ關シ日本人民ノ享有シ來リタル權利ヲ尊重スルモノトス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

前項ノ顧問ノ職權及服務規程ハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ中華民國政府ニ於テ之ヲ定ムベク又前項ノ職員ノ任免ハ中華民國法令ノ定ムル所ニ據ルモノトス

本官ハ閣下ニ於テ右了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

敬具

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

中華民國二十九年十一月三十日

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一以來翰譯上致候

秘密書簡本日中華民國日本國間ニ關スル條約公文、乙

一ニ署名スルニ當リ右條約附屬議定書第一條ノ規定ニ論議シ日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ進行シツツアル戰爭行爲ヲ繼續スル期間中中華民國政府ハ右日本國ノ戰爭行爲ノ目的完遂ニ付積極的ニ協力スベキ旨本官トノ間ニ了解成立致候

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本官ハ茲ニ閣下ニ對シ敬意ヲ表シ候

敬具

一往翰

中華民國廿九年十一月三十日

以書翰啓上致候

蘭者本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候

一以下來翰譯文ノ内容一本使ハ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右同答ヲ本使ハ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

昭和十五年十一月三十日南京ニ於テ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

附屬議定書ニ關スル日華兩國全權委員間ノ議事摘要

本日日本國中華民國間基本條約ニ調印ニ當リ右條約附屬議定書第一條及第二條ノ規定ニ關聯シ兩國全權委員間ニ左ノ了解成立セリ

第一 中華民國ニ於ケル各種稅機關ニシテ目下事實上ノ必要ニ依リ特異ナル狀態ニ在ルモノニ付テハ中華民國ノ財政獨立尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之カ調整ヲ計ルモノトス

第二 目下日本國軍ニ於テ管理中ノ公營、私營ノ工場、鑛山及商店ハ敵性ヲ有スルモノ及軍事上ノ必要等已ムヲ得ザル特殊ノ事情ニ在ルモノヲ除キ合通的方法ニ依リ速ニ之ヲ中華民國側ニ移管スル爲必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第三 日華合辦事業ニシテ固有資産ノ評價、出資比率其ノ他ニ付修正ヲ要スルモノアルニ於テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ修正ヲ行フモノトス但シ條約第六條ニ掲ゲラレタル日華經濟提携ノ原則ト牴觸スルコトヲ得ス又事業繼續中ニ於テハ右統制ニ付日本國側ト協議スベキモノトス

第四 中華民國政府ハ對外貿易ニ關シ統制ヲ必要トスル場合ハ自主的ニ之ヲ行フモノトス

第五 中華民國ニ於ケル交通、遞信ニ關スル事項ニシテ調整ヲ要スルモノニ付テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ事態

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

之ヲ許ス限リ速ニ之ガ調整ヲ計ルモノトス
昭和十五年十一月三十日閣議
ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和十五年八月二十八日第十五回正式會議議事錄抄萃

第一、條約「議定書類」トノ關係

本日ノ正式會議ニ於テ日華兩國交渉委員ハ今回締結ノ日華間條約及附屬文書ト昭和十四年十二月三十日上海ニ於テ作成セラレタル「日支新關係調整ニ關スル協議書類」トノ關係ニ關シ左記決議ヲ爲セリ

日華兩國交渉委員ハ今次條約締結交渉ヲ行フニ當リ客年十二月三十日上海ニ於テ作成セラレタル「日支新關係ニ關スル協議書類」ヲ商議ノ基礎ト爲シタル處右協議書類ハ其ノ內容多岐ニ亘リ日華間新國交調整ノ最初ノ條約タル今次條約ニ其ノ內容ノ全部ヲ網羅シテ規定スルハ今次條約締結ノ趣旨ニモ顧ミ必シモ時宜ニ適スルモノト認メラレザルヲ以テ今次交渉ニ於テハ兩國交渉委員ハ右協議書類ニ規定セル事項中此ノ際特ニ條約化スルヲ適當トスルモノヲ撰擇シ之ヲ以テ條約及附屬文書ノ規定事項トスルニ意見一致セリ

協議書類ノ內容中今回條約化ノ手續ヲ採ラザリシモノニ關シテモ其ノ效力ノ存續スルコトヲ確認シ將來引續キ右協議書類ノ規定ニ準據シ日華兩國協力シテ之ガ其現ニ努ムベク又條約

裏面白紙

及附屬文書ヲ補足スル爲引續キ右協議書類ニ準據シ更ニ具體的事項ニ付約定ヲ締結スルヲ適當トスルニ意見一致セリ

第二、條約作成ノ基礎原則

本日ノ正式會議ニ於テ日華兩國交渉委員ハ左ノ決議ヲ爲セリ

兩國交渉委員ハ今次條約及附屬文書ニ左ノ基本原則ヲ基礎トシテ作成セラレタルモノナルコトヲ確認ス

一、互惠ヲ基調トスル日華間ノ一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携原則ノ設定

二、華北及蒙疆ニ於ケル日華間ノ緊密ナル國防上及經濟上ノ合作

拘束ノ設定

防共ヲ目的トスル蒙疆ニ於ケル軍事上及政治上ノ特殊地位ノ設定

三、揚子江下流地域ニ於ケル日華間ノ緊密ナル經濟上ノ合作ノ具現

四、華南沿岸特定島嶼ニ於ケル日華間ノ緊密ナル軍事上ノ合作ノ具現

第三、今次條約ト最惠國約款トノ關係

本日ノ正式會議ニ於テ日華兩交渉委員ハ今次條約ト最惠國約款ノ關係ニ關シ左ノ決議ヲ爲セリ

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

今回締結ノ條約及附屬文書ニ代リ日華間ハ許諾ノ權利利益ヲ對手國ニ賦與スルコトトナリタルガ右權利利益ハ條約前文ニ掲ゲラレタル東亞新秩序建設ノ共同目標遂行ノ爲特ニ對手國ニ之ヲ賦與スルモノニシテ其ノ性質ニ鑑ミ国ヨリ最惠國約款ノ採用ニ依リ一般第三國ヲシテ當然ニハ之ニ均霑セシムベキモノニ非ズ將來復全條約三國間ノ爭ヒアルモ右權利利益ニ付テハ兩國協議ノ上特例ヲ認メタルモノ外最惠國約款ノ適用ヲ一切排除スベキモノナルコトニ意見一致セリ

第四、日本國軍隊ノ撤去完了期

本日ノ正式會議ニ於テ日本側交渉委員ハ附屬議定書第三條ノ規定ニ關聯シ左ノ通陳述セリ

兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了セル後ニ於ケル中華民國ノ治安ノ確立ハ日本國軍隊撤去完了ノ前提條件ナルヲ以テ日本國軍隊ハ治安確立ヲ見ル迄ハ撤去ヲ完了シ得ザルハ勿論ナルノミナラズ治安確立スルヤ如何ニ日本國軍隊ハ一日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約及兩國間ノ現行約定ニ基キ駐屯スルモノヲ除ク）ノ全部ノ撤去ヲ完了セシメントスルモ事實上其ノ不可能ナルコト明白ナリ仍テ日本國軍隊ノ全部的撤去ハ實際問題トシテ治安確立ノ時期ヤリ多少遅ル

裏面白紙

第三章

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

協議書類照合ニ關スル覺書案

本日下名ハ昭和十四年十二月三十日上海ニ於テ作成セラレタル「日支新關係調整ニ關スル協議書類」ノ日本文ニシテ日華雙方ノ保持スルモノニ付照合ノ結果ノ相違ナキコトヲ確認セリ

今同締結ノ條約附屬議事錄ニ言及セル「協議書類」トハ別紙本日下名ノ間ニ照合セル前記日本文本文ヲ指稱スルモノトス仍テ下名ハ右證據トシテ前日本文本文ノ謄本四通ヲ作成シ本覺書ニ各一通ヲ添附ス

昭和十五年八月二十一日即チ中華民國二十九年八月二十一日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ文書各二通ヲ作成ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第十

昭和十五年十一月三十日締結南京ニテ

日滿華共同宣言

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

日満共同宣言

（昭和十五年八月三十一日日華間交渉委員間ニ「イニシアル」ヲ了シ同十月一日更ニ兩者協議ニヨリ修正セルモノ）

大日本帝國政府
滿洲帝國政府及
中華民國國民政府ハ

三國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同目標ノ下ニ緊密ナル相提携ス且ツ東亞ニ於ケル恒久的平和ノ樞軸ヲ形成シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ左ノ通宣言ス

一、日本國、滿洲國及中華民國ハ相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重ス

二、日本國、滿洲國及中華民國ハ互惠ヲ基調トスル三國間ノ一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ擧グベク之ガ爲各般ニ亘リ必要ナル一切ノ手段ヲ講ズ

三、日本國、滿洲國及中華民國ハ本宣言ノ趣旨ニ基キ速ニ約定ヲ締結ス

昭和十五年十一月三十日御名御璽

中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ

裏面白紙

第十一、

昭和十六年二月一日連絡會議決定

對佛印、泰施策要綱

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

對佛印、泰施策要綱（覺）

昭和十六年二月一日

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第一目　大東亞共榮圏建設ノ目的ハ帝國ノ自存自衛ノ爲佛印及泰ニ對シ實事、政治、經濟ニ亘ル緊密不離ノ結合ヲ設定スルニ在リ

第二　方針

一、帝國ハ速ニ佛印及泰ニ對スル施策ヲ強化シ目的ノ貫徹ヲ期スヲ爲所要ノ威壓ヲ加ヘ已ムヲ得ザレバ佛印ニ對シ武力ヲ行使スル本施策ハ英、米ノ策謀ヲ排シ敏速ニ之ヲ強行シテ成ルベク速ニ目的ヲ構成ス

第三　要領

一、帝國ハ失地問題處理ヲ目標トスル佛印、泰間紛爭ノ居中調停ヲ強行シ之ヲ契機トシテ帝國ノ佛印、泰兩地域ニ於ケル指導的地位ヲ確立スル如ク施策ス

二、泰ニ對シテハ成ルベク速ニ日、泰協定ヲ締結シ帝國ニ對シテハ經濟交渉ノ速決ヲ圖ルト共ニ機ヲ見テ日、佛印間結合關係ヲ增進スベキ一般的協力並ニ佛印、泰間紛爭防止ノ保障及日、佛印間通商交通擁護ヲ目的トスル實事的協力ニ關スル協定ヲ締結スル

右協定ニ於テ充足セラルベキ帝國ノ政治的及實際的要求左ノ如シ

イ、佛印ニ關シ第三國ト一切ノ形ニ於ケル政治的軍事的協力ヲナササルコトヲ約セシム

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

ロ、佛印特定地域ニ於ケル航空基地及港灣施設ノ設定又ハ使用ハ、並ニ帝國之ガ維持ノ爲所要機關ノ設置、

三、政戰兩略ノ妙用ヲ期スル爲速ニ所要ノ作戰準備ヲ整フルト共ニ武力行使ノ時機ハ豫メ機ヲ失セズ之ヲ定ム

四、交渉ノ經過ニ應シ適時威壓ヲ增大シ目的ノ達成ニ努ム

右威壓行動ニ對シ佛印ガ武力ヲ以テ抵抗セバ當該部隊ハ武力ヲ行使スルモノトス

五、佛國カ紛爭解決ニ應セサル場合ニハ佛印ニ對シ武力行使ヲ豫定シ其發動ハ別ニ決定セラルルモノトス

協定締結ヲ拒否スル場合ニ於ケル武力行使ハ豫メ之カ準備ヲ爲スモ其發動ハ當時ノ情勢ニ依リ決定ス

右武力行使ハ佛國ヲシテ我要求ニ聽從セシムルヲ以テ限度トシ武力行使後ニ於テモ極力佛印ノ治安維持、政治經濟等ハ佛印當局ヲシテ當ラシムルニ勉ム

六、泰國ニ我要求ヲ拒否セル場合ニ於テハ日、泰協定ノ內容ヲ變更シ又ハ我要求ヲ加フル等極力我要求ヲ容認セシムルニ勉メ如何ナル場合ニ於テモ泰ヲシテ英、米側ニ赴カシメサル如ク施策ス

七、本施策ニ應ズル南方諸國ノ輿論ヲ統一スルト共ニ從ニ英、米ヲ對象トスル如ク帝國ノ輿論ヲ激化セシメ無用ノ摩擦ヲ生セサルニ留意ス

裏面白紙

追テ一月三十日大本營政府連絡懇談會ニ於テ左ノ覺書ヲ決定セリ

「第二方針ノ二ニ關シ本施策ノ目的達成ハ三、四月頃ヲ目標トシ外交上最善ヲ盡スヘシ」

（終）

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第十二

昭和十六年二月六日迄紛會議決定

泰佛印國境紛爭調停要領

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

「タイ」佛印國境紛爭調停要領（覺）

（昭一六、二、六
大本營政府連絡懇談會決定案）

一、調停ノ形式
佛ヨリ一方的ニ失地ヲ返還スルノ形式トセス「タイ」ヨリモ若干譲渡ヲナサシメ以テ互譲ノ形式トス

二、調停基礎案
別紙ノ通リ

三、帝國ノ保障
(イ)「タイ」佛間新條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印間國境ノ靜謐ノ保障
帝國ハ東亞共榮圏ニ於ケル指導的地位ニ鑑ミ「タイ」佛印間新條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印間國境ノ靜謐ニ保障ヲ與フヘク右保障者タルノ地位ヲ佛「タイ」兩國ヲシテ容認セシムム

(ロ)帝國委員ノ署名調印
其為帝國ハ其調停委員ヲシテ今次締結セラルヘキ「タイ」佛印間國境調整條約ニ關スル保障宣言ニ署名調印セシム

(ハ)保障義務ノ履行ニ必要ナル諸般ノ便宜ヲ供與セシム（秘密交換公文）

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(二) 佛「タイ」兩者ヲシテ第三國トノ間ニ軍事的政治的協力ニ關スル約束ヲナササルコトヲ約セシム（秘密交換公文）

四、國境ノ靜謐及調整ニ伴フ諸問題

(イ) 國境劃定ニ關スル混合委員會ニ對スル帝國ノ參加

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一、佛側ニ對スル折衝案（佛印ヨリ「タイ」ニ歸屬セシムヘキ地域）（第一案）一九〇四年二月十三日邊羅國「フランス」國間條約第一條及第二條ノ規定ニ依リ佛領印度支那ノ領域ニ編入セラレタル「メコン」河右岸ニ位スル「ルアン・ブラバン」地方全部及「パクセ」地方ノ全部但シ「パクセ」地方ノ「トレン・サツプ」湖ニ接續スル三角地域ノ一部ヲ除外ス

（第二案）前記「ルアン・ブラバン」地方全部及「パクセ」地方ノ中「スツン・メマイ」河ノ右岸ニ位スル部分ヲ除ケルモノ

（第三案）前記「ルアン・ブラバン」地方全部及「パクセ」地方ノ中「メコン」河ト「フオス」「カムボヂヤ」國境線トニ圍マレタル部分

二、泰側ニ對スル折衝案（泰ヨリ佛印ニ歸屬セシムヘキ地域）

（第一案）從來「タイ」佛印間ニ紛爭中ノ「メコン」河內ノ島嶼全部及河成層全部及「アランヤ」附近突出部

（第二案）前記「メコン」河內ノ島嶼及河成層全部

（第三案）前記「メコン」河內ノ島嶼及河成層ノ若干部分

（第四案）前記ノ分割案ノ外「ルアン・ブラバン」ニ於ケル

調停基礎案（國境調停ニ關スル件）

裏面白紙

「チーク」伐採權ヲ佛ニ與フルコトヲ考慮ス

三、我方提出案

イ、前記一、及二、ニ依リ兩者ノ腹ヲ探リタル上適宜作成ノ上提出シ早キニ及ンデ妥結ニ導クコト

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第一條　「タイ」國ハ「フランス」國間條約ノ骨子ハ「タイ」國佛領印度支那間國境ノ劃定及調停ニ關スル「タイ」國佛印間友好關係恢復ヲ規定ス

第二條　「タイ」國佛印間ニ交換セラルヘキ地域ヲ規定ス

第三條　「タイ」國佛印間ノ住民ノ國籍取得竝ニ行政機關又ハ公私有財産ノ撤退其ノ他ニ關シ規定ス

第四條　第三條ハ「タイ」國佛印間ノ非武裝地帶設置ヲ規定ス

第五條　第四條ハ新國境劃定ノタメノ混合委員會ノ設置及右ニ對スル日本國ノ參加ヲ規定ス

第六條　委員ノ參加ノ規定ハ本條ノ解釋又ハ運用ニ關スル紛爭ノ解決竝ニ日本國ノ調停ノ規定ノ規定ハ本條ニ對スル調停ノ規定ヲ規定ス

第七條　第八條ハ本條ノ批准書ハ「バンコック」ニ於テ交換セラルヘキコトヲ規定ス

第八條　本條ハ「タイ」國佛印間ノ國境ノ劃定ノ日ヨリ二ケ月以内ニ於テ交換セラルヘキコトヲ規定ス

第九條　第八條ハ「タイ」國佛印間ノ國境ノ劃定ノ日ヨリ二ケ月以内ニ於テ交換セラルヘキコトヲ規定ス

第十條　本條ハ「タイ」國佛印間ノ國境ノ劃定及調停ニ關スル「タイ」國佛印間友好關係恢復ヲ規定ス

裏面白紙

條約遵守及國境靜謐ニ關スル帝國ノ保障並ニ右
ニ關スル便宜供與
帝國ノ保障ニ關スル宣言ヲ三國ニテ署名調印シ並ニ右保障業務ノ
利用ニ關スル所要ノ便宜供與ヲ「タイ」及佛ト夫々交換公文ヲ以
テ規定ス
以上ノ外新國境劃定ニ關スル混合委員會ノ構成、任務、費用等ニ
關スル覺書ヲ作成ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

85

第十三

昭和十六年四月五日大本營陸海軍部決定

南方施策ニ關スル大本營陸海軍部方針電子

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

對南方施策ニ関スル件

昭和一六年四月上旬
大本營決定

方針骨子

一、帝國ノ當面スル對南方施策ノ目的ハ支那事變ノ處理ヲ促進スルト共ニ自存自衛ノ爲給合圏ヲ力ヲ設定スルニアリ、

之カ爲

1、帝國ハ、泰トノ間ニ緊密、政治、経済ニ亘リ緊密不離ノ結合關係ヲ設定ス

2、蘭印トノ間ニ緊密ナル經済關係ヲ設立ス

3、英ノ他ノ南方諸邦トノ間ニ正常ノ通商關係ヲ維持ス

二、前項目的ノ達成ハ仏交的方策ニ依ルヲ本則トスト雖モ、之カ打開ノ方策無キニ於テハ自存自衛ノ爲武力ヲ行使ス

三、前項ノ施策遂行ニ方リ左記ノ如キ事態發生シ之カ打開ノ方策無キニ於テハ自存自衛ノ爲武力ヲ行使スル場合

1、米英蘭ノ禁輸ニ依リ帝國ノ自存ヲ脅威セラレタル場合

2、米英蘭支等ノ對日在留資産凍結セラレ國防上忍ビ難キニ至

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

第十四

昭和十五年十二月二日閣議決定

對支經濟政策ニ關スル件

世界新秩序ノ建設ニ基キ基本的国策ノ必然性並ニ日独伊三国條約ノ趣旨ニ基ク帝国ノ立場ニ鑑ミ帝国ノ国是ヲ中心トスル大東亜経済圏ノ一環タル資源ヲ開発利用シ以テ其豊富ナル資源ヲ挙ケシメンコトヲ期シ、左記要領ニヨリ施策スルモノトス

一、帝国ハ印度経済圏ヲ確保シ以テ大東亜圏内ニテ自給自足ノ経済圏ヲ確保シ以テ英米ノ経済的一元的搾取ヲ排除スル為ニ印度ノ経済的活動ヲ他ニ優先シテ自由活潑ナラシムル

二、現在ノ英印間ノ経済的一元的関係ヲ解消シ、英印間ノ貿易ノ制限撤廃ヲ徹底又ハ如何ニ英印間ノ貿易ノ増加ニ努ムルコト

三、帝国ハ印度ノ資源ヲ開発シ、之ヲ帝国ノ国防ノ強化ニ資スルモノトスル為ニ必要ナル物資ヲ供給シ、又ハ帝国ノ技術ヲ印度ニ移植シ、印度ノ産業ノ発展ニ資スルコトヲ必要トスル為ニ帝国ノ技術者ヲ印度ニ派遣シ、又ハ印度ノ技術者ヲ帝国ニ招聘シ、以テ印度ノ産業ノ発展ニ努ムルコト

四、帝国ハ印度ノ産業ノ発展ニ伴フ経済的変化ニ対シ、必要ナル保障ヲ与ヘ、又

六

水付　同盟ト交戦ル国ニコシラ特別ヲコ国共
産法ン海沿シ通ノト宿印ヒ物応
業務ノ医療ヲ及他共リニ目ヒ
ニ航他商貿圧建倉ニ的於自
輸出ノ船易ノ信力帝印ケ如
シ原通ノ補等ニ金印ニルクシ
アノ国自、楽闘船ノ於宿ト大
ハ脅産勢不輸シ上銀ケ春ノ
雨及　及期金ヲノ行ル管ル
方及　遠港ノハ使等春記モ
ニ既　用入戦大中ヲ事ヲ
港記　信港定原ラシ管量
面保　、港ニ面供ヲ理認
タ安　間及勢金員外ノ
ル他　内港ら向ニ勢遠指
地設　遠湾ルノシニ所帝
歩ノ　信設コ哲ふ對ヲ下
ラ設　事情ト勢ルシ到ニ
設信　業ノ　船ニ一八
販信　港船　地トクニク
ハ　宿管　信　レ樹印
ル　ニ及　ヲ　ラシク
タ　割利　福　ツ光ラ
メ　ス用　保　ト天ム
論　ル福　ス　レーナル
記　参　ハ　ノラコ
ノ　加　ー　設シト
著　福　設　定ム

七六

国際コシラ特別ヲコ国共
産法ン海沿シ通ノト宿印ヒ物応
業務ノ医療ヲ及他共リニ目ヒ
ニ航他商貿圧建倉ニ的於自如
輸出ノ船易ノ信力帝印ケ如ト
シ原通ノ補等ニ金印ニルクシ
アノ国自、楽闘船ノ於宿ト大
ハ脅産勢不輸シ上銀ケ春ノ
雨及　及期金ヲノ行ル管ル
方及　遠港ノハ使等春記モ
ニ既　用入戦大中ヲ事ヲ
港記　信港定原ラシ管量
面保　、港ニ面供ヲ理認
タ安　間及勢金員外ノ
ル他　内港ら向ニ勢遠指
地設　遠湾ルノシニ所帝
歩ノ　信設コ哲ふ對ヲ下
ラ設　事情ト勢ルシ到ニ
設信　業ノ　船ニ一八
販信　港船　地トクニク
ハ　宿管　信　レ樹印
ル　ニ及　ヲ　ラシク
タ　割利　福　ツ光ラ
メ　ス用　保　ト天ム
論　ル福　ス　レーナル
記　参　ハ　ノラコ
ノ　加　ー　設シト
著　福　設　定ム

表面白紙

国立公文書館 National Archives of Japan

加、源泉物輸入港制限ノ撤廃、農業根據地ノ設置、其ノ他水産業ノ経営ニ伴フ種種ノ努ムルコト

四、蘭印ニ於ケル第三国種種ノ機関ニ対シテハ新規ノ設定ヲ許ルス又既存ノモノニシテ皇国ノ発展ニ障害トナルカ如キモノハ之ヲ駆逐スルガ如ク努メシムルコト

五、蘭印ノ対内外通商政策ノ樹立及実施ニ参与シ皇国トノ経済協携ヲ指導強化スル為蘭印側ヲ加ヘタル経済建設委員会、其他適当ナル機関ヲ設ケシムルコト

六、貿易、金融、税制、統制、第三国トノ経済協定、企業、交通、通信等ニ関シカハ右機関ヘノ諮問ヲ要スルモノトス

尚当リ、在蘭印邦人脱入南ヲ経済省ノ諮問委員会ニ参加セシムルコト

三、蘭印ニ関スル新聞其他刊行物ノ対日経済関係ニ関シ徹底的ナル取締ヲ要求スルト共ニ邦人ノ新聞発行ニ対スル司法ヲ法係セシムルコト

三、在住華僑ノ抗日志向ニ対シテハ蘭印当局ノ厳重ナル取締ヲ要求スルト共ニ一方ソノ経済的地位ニ鑑ミ大局的立場ヨリ華僑ノ組織及資力ノ利用ヲ図スルコト

四、皇軍ノ経済駐屯ヲ期スル為、土着有力者ヲ皇軍ニ招致シ又ハ皇国ノ長所ヲ宣伝正信セシムル等諸般ノ施策ヲ講スルコト

裏面白紙

経済施策ハ大東亜共栄圏確立ノ大局的立場ニ立脚スルコトトシ
皇国ノ利益伸長ト土民ト調和スル如ク努ムルコト

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

第十三

[illegible]

[illegible]

昭和十六年七月二日
御前會議ノ決定

情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱

第一　情勢ノ推移ニ伴フ帝國ノ針

一、帝國ハ世界情勢ノ變轉ニ寄與セントスル方針ヲ堅持スル

二、帝國ハ世界平和ノ確立ニ寄與セントスル方針ヲ堅持スル

三、帝國ハ南方諸地ヲ進出ノ基礎ニ確保シ以テ自存自衛上南方要域ニ對スル必要ナル外交交渉ヲ續行シ其ノ他各般ノ施策ヲ促進ス

第二　右目的達成ノ爲帝國ハ獨伊ト提携シ且自存自衛ノ範圍ニ於テ速ニ北方問題ヲ解決スル

第三　帝國ハ南方進出ノ障害ヲモ之ヲ排除ス

一、帝國ハ世界情勢ノ變轉ニ即應シ皇國ノ國是ヲ達成スル爲ノ諸般ノ施策ヲ遂行ス

二、帝國ハ其ノ自存自衛ノ爲必要ナル限度ニ於テ南方諸地ヲ確保スル爲ノ諸般ノ施策ヲ遂行ス

三、帝國ハ南方進出ノ態勢ヲ速ニ整ヘ先ツ「對佛印泰施策要綱」及「南方施策促進ニ關スル件」ニ基ク佛印及泰ニ對スル諸方策ヲ完遂シ以テ南方進出ノ態勢ヲ強化ス

帝國ハ本號ノ目的達成ノ爲英米蘭ヲ敵トスルモ辞セス

「ソ」聯ニ對シテハ三國條約ノ精神ヲ基調トスルモ當面

裏面白紙

介入スルコトナク密カニ「ソ」武力的準備ヲ整ヘ自主的ニ戦
争ノ推移ヲ有利ニ導ク用意ヲ以テ外交手段ヲ行フ為「ソ」
連ハ武力ヲ行使シテ北方領土ヲ
獲ス此ノ間日ソ両国ノ安定ヲ保持スル為

四、前項遂行ニ当リ各種ノ流氣密中武力行使ノ決定ニ際シテハ対英
米戦争ノ基本国策ノ保持ニ六ヶ敷カラシム

五、米国ノ参戦ハ我国ノ対外方針ニ伴ヒ外交手段其ノ他行ハルル方法ニ依リ
極力之ヲ阻止スベキモ為一米国カ参戦シタル場合ニハ帝国ハ三
国条約ニ基キ行動スベシ但シ武力行使ノ時機及方法ハ自主的ニ之ヲ
定ム

六、速ニ国内戦争時体制ノ強化ニ移行スル時ニ国土防衛ノ強化
ニ処ム

七、具体的措置ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム

裏面白紙

第十六

昭和十六年六月二十五日　連絡會議決定

南方施策促進ニ關スル件

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

南方施策促進ニ關スル件（要綱）

昭和十六年六月二十五日
大本營政府連絡會議決定

一、帝國ハ現下諸般ノ情勢ニ鑑ミ既定方針ニ準據シツツ佛印進駐ヲ促進ス特ニ南印派遣代表ノ歸朝ニ關聯シ速ニ佛印ニ對シ東亞安定助衞ヲ目的トスル日佛印軍事的結合關係ヲ設定スル爲佛印トノ軍事的結合關係設定ニ關シ帝國ノ把握スヘキ要件左ノ如シ

(イ) 佛印特定地域ニ於ケル航空基地及海軍施設ノ設定及ハ使用並ニ南部佛印ニ於ケル所要軍隊ノ駐屯

(ロ) 帝國軍隊ノ駐屯ニ關スル便宜供與

二、前項ノ爲外交交渉ヲ開始スル前佛印當局者ニシテ我カ要求ニ應セサル場合ニハ武力ヲ以テ我カ目的ヲ貫徹スル爲メ軍隊進駐準備ニ着手ス

三、佛國政府又ハ佛印當局者ニシテ我カ要求ニ應セサル場合ニハ武

四、前號ノ場合ニ處スル爲メ軍隊進駐準備ニ着手ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第十七

昭和十六年七月二十九日署名「ヴイツシー」ニテ

仏印ノ共同防衛ニ關スル日佛議定書

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル日本國「フランス」國間議定書

大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ

現下ノ國際情勢ヲ考慮シ

其ノ結果佛領印度支那ノ安全ガ脅威セラルル場合ニ於テハ日本國ガ東亞ニ於ケル一般的諸權及自國ノ安全ガ危險ニ暴サレタリト爲ス理由アルヲ認メ

此ノ機會ニ一方日本國ニ依リ爲サレタル東亞ニ於ケル「フランス」國ノ權利及利益特ニ佛領印度支那ノ領土保全及印度支那聯邦ノ全部ニ對スル「フランス」國ノ主權ヲ尊重スル旨ノ約束ヲ他方「フランス」國ニ依リ爲サレタル日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ新ニシ左ノ諸規定ヲ走セリ

一、兩國政府ハ佛領印度支那ノ共同防衛ノ爲軍事上協力ヲ爲スコト

二、前記協力ノ爲執ルベキ措置ハ特別取極ノ目的タルベシ

三、前記諸規定ハ其ノ採用ノ動機ト爲リタル情勢ノ存續スル限ニ於テノミ效力ヲ有スベシ

右證據トシテ下名ハ各國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本日ヨリ實施セラルル本議定書ニ署名調印セリ

裏面白紙

昭和十六年七月二十九日千九百四十一年七月二十九日「ヴイツシー」ニ於テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書二通ヲ作成ス

加藤久松（印）

タルラン（印）

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

軍事上ノ協力ニ關スル交換公文

「七月二十九日附加藤大使宛「ダルラン」提理

以書翰啓上致候陳者本日附ヲ以テ貴我兩國政府間ニ署名セラレタル議定書ニ關シ本使ハ閣下ニ對シ左記提議ニ對スル「フランス」國政府ノ同意ヲ本使ニ傳達セラレンコトヲ要請致候

「フランス」國政府ハ日本國ニ對シ左記措置ヲ採ルノ權限ヲ能

イ、必要數ノ日本國軍隊、艦艇及航空隊ノ南部印度支那ヘノ派遣

ロ、「シエムレアプ」、「プノンペン」、「ツーラヌー」、「ニヤトラン」、「ビエンナア」、「サイゴン」、「ソクトラン」及「コンポン、トラツク」ノ八個所ノ航空基地トシテノ使用並ニ「サイゴン」及「カムラン」灣ノ海軍基地トシテノ使用

ハ、前記日本國軍ハ指營シ及訓練スルノ權能ヲ與ヘラレ且行動ノ自由ヲ容認セラルベシ同樣ニ右ハ其ノ駐營經費ノ特別ノ便宜ヲ與ヘラルベシ右ハ西原「タン」協定ノ規定スル諸制限ノ範疇ヲ含ムモノトス

ニ、「フランス」國政府ハ協議決定ノ形式ニ從ヒ前記

裏面白紙

日本國軍ニ對シ必要ナル兵員ヲ提供スベシ本年ニ付テハ右兵員ノ輸送ハ「ピンストル」部ヲ「ピンストル」ニ集スベシ

貸ノ額ハ二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

ノ尚慕ヲ陛下ニ確認スルノ光榮ヲ有シ貴
下ニ「加藤大使發」「ダルラン」「高德亞」宛往翰）ー
本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ同ツテ敬意ヲ表シ候
千九百四十一年七月二十九日「ヴィシー」ニ於テ
「ダルラン」（署名）

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

103

第十八

昭和十六年九月六日御前會議

帝國國策遂行要領

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

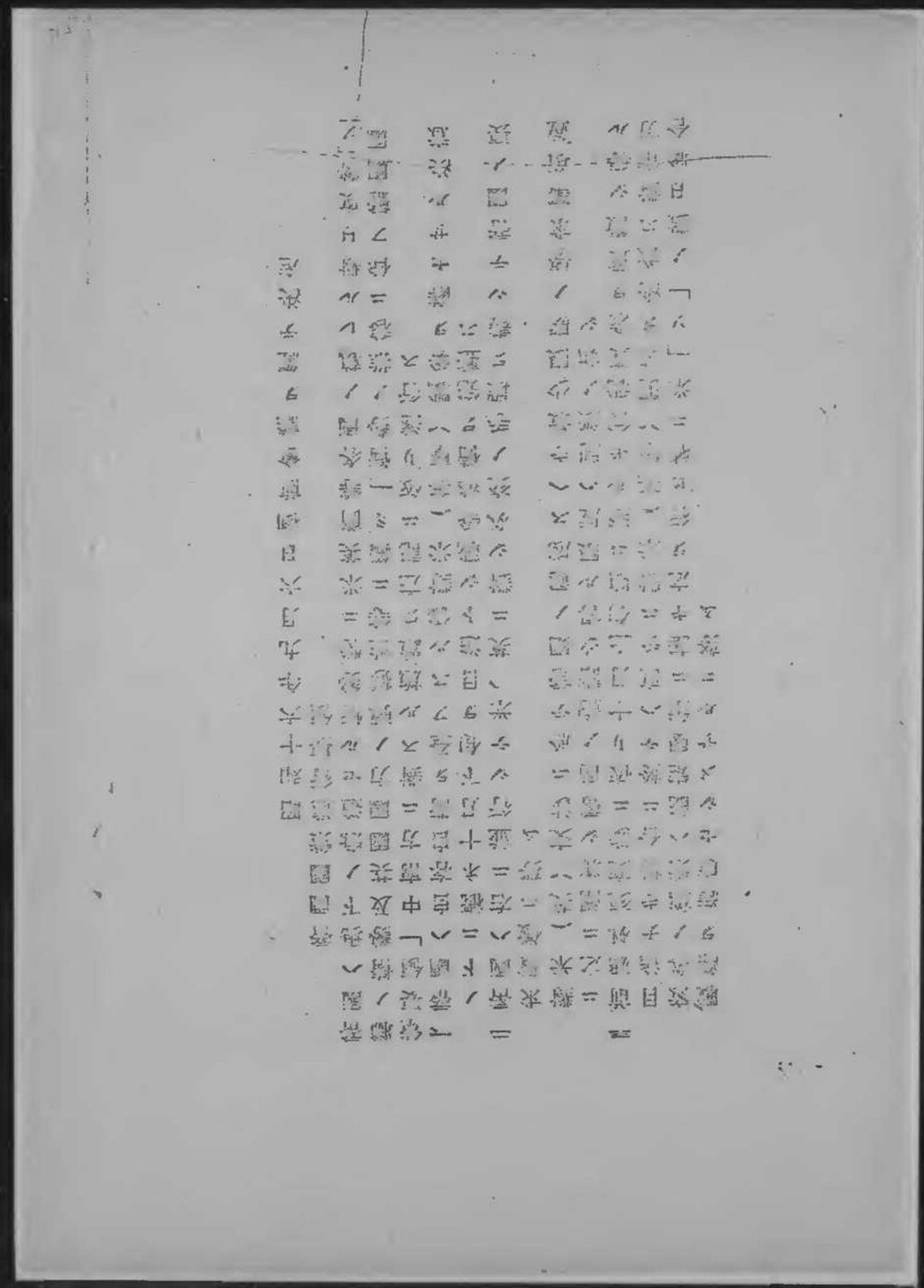

別紙

對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項並ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度

第一　對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項

一　米英ハ帝國ノ支那事變處理ニ容喙シ又ハ之ヲ妨害セサルコト

(イ)　帝國ノ日支基本條約及日滿支三國共同宣言ニ準據シ事變ヲ解決セントスル企圖ヲ妨害セサルコト

(ロ)　「ビルマ」公路ヲ閉鎖シ且蔣政權ニ對シ軍事的竝ニ經濟的援助ヲナササルコト

（註）右ハ日工作ニ於ケル支那事變處理ニ關スル帝國從來ノ主張ヲ妨グルモノニアラス而シテ特ニ日支間新取極ニ依ル帝國軍隊ノ駐屯ニ關シテハ之ヲ固守スルモノトス

但シ事變解決ニ伴ヒ支那事變遂行ノ爲支那ニ派遣セル右以外ノ軍隊ハ原則トシテ撤退スルノ意アルコトヲ確言スルコト

二　米英ハ極東ニ於テ帝國ノ國防ヲ脅威スルカ如キ行動ニ出テサルコト

又在支米英權益ニ付テハ米英ガ新シキ東亞ヲ理解シ之ニ即應シテ行動スル限リ制限スル意圖ナキ旨確言スルコト支障ナシ

裏面白紙

(イ)日佛間ノ約定ニ基ク日佛間特殊關係ヲ容認スルコト
(ロ)泰、蘭印、支那及極東「ソ」領内ニ軍事的權益ヲ設定セサルコト
(ハ)極東ニ於ケル兵備ヲ現狀以上ニ增强セサルコト

三

(イ)米英ハ帝國ノ所要物資獲得ニ協力スルコト
帝國ト南西太平洋ニ於ケル兩國領土ヨリ帝國ノ通商ヲ恢復シ且ツ帝國ニ供給スルコト
自存上緊要ナル物資ヲ帝國ニ供給スルコト
(ロ)帝國ト泰及蘭印トノ間ノ經濟提携ニ付友好的ニ協力スルコト

第二　帝國ノ約諾シ得ル限度

第一　帝國ニ示ス帝國ノ要求カ應諾セラルルニ於テハ帝國ハ佛印ヲ基地トシテ支那ヲ除ク其ノ近接地域ニ武力進出ヲナササルコト

二　帝國ハ公正ナル極東平和確立後佛領印度支那ヨリ撤兵スル用意アルコト

三　帝國ハ比島ノ中立ヲ保障スル用意アルコト

（註）(イ)三國同盟ニ對スル諸國ノ態度ニ關シ質疑シ來ル場合ハ三國條約ニ關スル帝國ノ義務遂行ハ何等變更スヘキモノニアラサル旨確言スルモノトシ我ヨリ進ンテ帝國ノ三國條約ニ對スル態度及米國ノ歐洲戰爭ニ關スル態度ニ付テハ論議セサルモノトス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(ニ)「ソ」聯ニ對スル帝國ノ態度ニ關シ質疑シ來ル場合「ソ」

(ホ)「ソ」聯ニ對スル帝國ノ態度ニ關シ質疑シ來ル場合「ソ」側ニ於テ日「ソ」中立條約ヲ遵守シ且日滿ニ對シ脅威ヲ與フル等同條約ノ精神ニ反スルカ如キ行動無キ限リ我ヨリ進ンテ武力行動ニ出ツルコトナキ旨應酬ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

108

第十九

昭和十六年十一月五日御前會議ヲ經テ決定

對米英蘭戰爭終末ニ關スル腹案

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

甲案

(一) 南京無差別爆撃問題

九月二十五日以降ニテハ到底妥結ノ見込ナキ際ハ「日本國政府ハ無差別爆撃ニ適用セラルルモノナルニ於テハ太平洋全地域ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス」ト修正ス

(二) 三國條約ノ解釋及履行問題

我方ニ於テ自衛權ノ發動ニ關シ大ス可キ問題ナキコトヲ更ニ明瞭ニスルト共ニ三國條約ノ解釋及履行ニ關シテハ從來屢々說明セル如ク帝國政府ノ自ラ決定スル所ニ依リテ行動スル次第ニシテ此ノ點ハ既ニ米國側ノ了承ヲ得タルモノナリト思考スル旨ヲ以テ應酬ス

(三) 撤兵問題

本件ハ左記ノ通リ緩和ス

(A) 支那ニ於ケル駐兵及撤兵

支那事變ノ爲支那ニ派遣セラレタル日本國軍隊ハ北支及蒙疆ノ一定地域及海南島ニ關シテハ日支間平和成立後所要期間駐屯スヘク鋼鈑ノ軍隊ハ平和成立ト同時ニ日支間ニ別ニ定メラルル所ニ從ヒ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了スヘシ

(註) 所要期間ニ付米側ヨリ質問アリタル場合ハ概ネ二十五

裏面白紙

(B)

佛印ニ於ケル駐兵及撤兵

一ヲ目途トスルモノナルヲ以テ了解スルモノトス

日本國政府ハ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本國軍隊ハ支那事變ニシテ解決スル迄ハ公正トル適當平和ノ確立スルニ於テハ速ヤカニ之ヲ撤去スヘシ

尚細目ニ付テハ之ヲ日米間ノ正式協議事項（了解案タルヲ明ラカニスル）中ニ包含セシムルコトハ又ハ其ノ他ノ適當ナル方法ニ依リ之ヲ明ラカニスルモノトス

極力回避スルモノトス

裏面白紙

乙案

(一) 日米両政府ハ英蘭佛印以外ノ東亜附亜及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ約ス

(二) 日米両政府ハ蘭印政府ニ於テ其ノ必要トスル物資ノ獲得カ保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス

(三) 日米両国政府ハ相互ニ通商関係ヲ資産凍結前ノ状態ニ復帰スヘシ

(四) 米国政府ハ所要ノ石油ノ対日供給ヲ約ス

米国政府ハ日支両国ノ和平ニ関スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ

(備考)

(一) 必要ニ應シ本取極成立セハ南部佛領印度支那駐屯中ノ日本軍ハ北部ニ移駐スルノ用意アルコト並ニ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ前記日本軍撤退スヘキ旨ヲ約束シテ差支ナシ

(二) 必要ニ應シテハ甲案中ニ包含セラルル通商無差別待遇ニ關スル規定及三國條約ノ解釋及履行ニ關スル規定ヲ追加挿入スルモノトス

裏面白紙

第二十

昭和十六年十二月二日　　閣議決定

対米英蘭開戦ニ関スル件

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和十六年十二月一日御前會議ヲ經テ決定
十一月五日決定ノ帝國國策遂行要領ニ基ク對米交渉ニ成立スル
ニ至ラス
帝國ハ米英蘭ニ對シ開戰ス

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan